

労務アシスト通信

連絡先：〒252-0206
相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F
電話：042-704-9860 FAX：042-704-9861
メール：main@roumu-assist.com
HP：https://roumu-assist.com/



進めていますか？ 36 協 定締結&作成

◆「時間外労働の上限規制」が いよいよ中小企業にも適用

来年 4 月 1 日から中小企業でも時間外労働は原則「1 か月 45 時間」「1 年 360 時間」とされ、36 協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組を行っています。

◆36 協定未届事業場への案内 文の送付

厚生労働省では、今年度より 36 協定未届で労働者数が 10 人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した 36 協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

◆特別条項締結事業場への集 中対応

36 協定の特別条項は、通常予想できない業務量の大幅増加等の場合に限り、前記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると 6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月 80 時間超とする特別条項付き 36 協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

◆提出前にチェックを受けま しょう

来年 4 月 1 日以降を始期とする 36 協定届は新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いになってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適合と判断される等により 36 協定そのものが無効になってし

まうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

来年度の 36 協定届の作成と提出では、「年中行事の 1 つ」との楽観視はせずに、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

男女の地位はどれほど平等か～男女共同参画社会に関する世論調査より

内閣府は、全国の市区町村に居住する満 18 歳以上の日本国籍を有する者に対して様々な世論調査を行っています。今回は、男女共同参画社会に関する意識について、令和元年 9 月に出た調査結果の一部をまとめます。

注) 本記事では、以下のように略します。

- ・男性優遇＝「男性のほうが非常に優遇されている」+「どちらか」として男性のほうが優遇されている
- ・女性優遇＝「女性のほうが非常に優遇されている」+「どちらか」として女性のほうが優遇されている

◆各場面での男女の地位の平等感

次の各場面で、男女の地位は平等になっているかという質問に対して、「平等」と答えた人の割合が多い順に並べると、「学校教育の場」61.2%、「自治会や P T A などの地域活動の場」46.5%、「家庭生活」45.5%、「法律や制度上」39.7%、「職場」30.7%、「社会通念・習慣・しきたりなど」22.6%、「政治の場」14.4%となっています。

特に、「職場」について具体的な内訳をみると、「男性優遇」との回答割合は 53.5%、「平等」は 30.7%、「女性優遇」は 5.0%、また「わからない」と回答した人が 10.9%います。年齢別でみると、「男性優遇」との回答割合は 30 歳代が多く、「平等」との回答は 18～29 歳・50 歳代でそれぞれ高くなっています。

◆女性が職業を持つことに対する意識

女性が職業を持つことについてどう考えるかという質問には、「結婚するまでは職業を持つほうがよい」との回答割合は 4.8%、「子供ができるまでは職業を持つほうがよい」が 6.5%、「子供ができてずっと職業を持つほうがよい」が 61%、「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」は 20.3%となっています。

「子供ができて、ずっと職

業を持つほうがよい」との回答割合は、女性が多く、特に 50～59 歳代は 71.4%と最も高い割合を示しています。

◆社会全体における男女の地位の平等感

社会全体でみた場合、「男性優遇」との回答割合は 74.1%、「平等」は 21.2%、「女性優遇」にいたってはわずか 3.1%という結果がでています。

女性は「男性優遇」、男性は「平等」と回答する割合が高くなっています。

男女平等社会が叫ばれて久しいですが、法制度や組織など、整備されつつあるように思えても、実際にはまだ「男性優遇」と感じている国民が圧倒的に多いということが、この調査結果で浮き彫りになっています。

ダイバーシティを意識した社会作りが進められていますが、全国民の意識が変わるにはまだ時間がかかりそうです。

【総務省「男女共同参画社会に関する世論調査の概要」】

12 月の税務と労務の手続 期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取

得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
 - 固定資産税・都市計画税の納付<第 3 期> [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

本年最後の給料の支払を受け
る日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]